福井市手話言語条例（素案）　概要版

（福祉健康部　障がい福祉課）

1　条例制定の理由

手話は、物事を考え、他者とコミュニケーションを図り、理解し合うための大切な手段であり、音声言語である日本語と同様に、独自の語彙や文法体系を持つ視覚言語です。

しかし、我が国では、過去にろう教育の現場において、口の動きから相手の話を読み取る読話や発音訓練により音声言語を身に付けることが重視され、手話言語の使用が十分に認められてこなかった時期がありました。

手話言語は、長年にわたり言語として十分に認められず、また、手話言語を使用できる環境も十分に整っていなかったことから、手話言語を必要とする人々は、情報の取得や意思疎通に様々な困難を抱えてきました。

それでもなお、手話言語を必要とする人々は、手話を自らの言語として大切に守り、仲間とのつながりや文化を育みながら、今日まで受け継いできました。

手話言語を必要とする人々のこうした歩みや思いを踏まえ、手話を言語かつ文化として尊重し、その理解、普及及び継承を一層推進していくことが求められています。

こうした中、国において、令和7年6月に「手話施策推進法」が制定・施行され、手話が「言語」であり「文化」であることが明確に位置付けられるとともに、手話言語の習得及び使用の促進並びに文化の保存及び継承に関する施策の推進が求められています。

また、市民・当事者アンケートでは、手話に対する社会的認知が依然として十分ではなく、手話の認知度向上や学ぶ機会の充実、手話文化の継承を求める声が多く寄せられました。

本市として、手話言語を必要とする人々の歩みや思い、国の手話施策推進法の制定及び市民ニーズを踏まえ、手話を言語かつ文化としてより明確に位置付け、その理解促進、普及及び文化継承に関する施策を一層推進するため、平成31年4月に制定した「福井市手話言語及び障がい者コミュニケーション条例」のうち、手話施策に関する部分を独立した条例として整理するとともに内容を充実させ、新たに「福井市手話言語条例」を制定します。

2　構成

1．前文

手話が独自の語彙や文法体系を持つ言語であり、手話言語を必要とする人たちが、長年にわたり大切に育み、受け継いできたものであること、また、手話言語に関する法制度の整備状況を踏まえ、手話言語への理解促進と普及、文化の継承を図り、共生社会の実現を目指して、条例を制定する趣旨を定めています。

2．総則（第１条・第２条・第３条）

（１）目的（第１条）

手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語への理解の促進及び普及を図り、手話言語を必要とする人の権利が尊重され、手話言語文化が継承される共生社会の実現に寄与することを目的としています。

（２）定義（第２条）

本条例における用語の意義を記載しています。

（３）基本理念（第３条）

①手話は言語であること

手話は、ろう者等が日常生活や社会生活を営む上で用いる言語であり、手話言語への理解の 促進と普及を図るとともに、手話言語により円滑に意思疎通を図ることができる環境づくりを進めます。

②手話は文化であること

手話は、独自の語彙や文法体系を有する言語であり、その歴史や価値観とともに文化として尊重し、将来にわたり継承していきます。

③手話言語による意思疎通を図る権利を尊重すること

手話言語を必要とする人が、手話により円滑に意思疎通を図り、必要な情報を取得し、社会参加する権利を尊重します。

3．責務及び役割（第４条・第５条・第６条）

市　　（第４条）	基本理念にのっとり、手話言語の普及や使用しやすい環境の整備等
市民等　（第５条）	手話言語への理解を深め、配慮すること　等
事業者　（第６条）	手話言語への理解を深め、利用しやすいサービスの提供に努めること　等

4．施策の推進（第７条－第１０条）

手話言語の学習・普及・理解の促進（第７条）	市民が手話言語を学ぶ機会を確保し普及と理解促進を図る　等
手話言語の利用環境の整備　（第８条）	市は、手話言語による情報を取得しやすい環境を整備する　等
手話言語文化の保存、継承・発展　（第９条）	市は、手話言語文化の保存、継承と発展を図る　等
関係者との連携　（第１０条）	市は、関係機関との連携、理解促進、環境の整備に努める　等

3　主なポイント

主なポイント	内容	主な取組	対応条文
① 手話を「言語」として明確に位置付ける	手話は、ろう者等が日常生活や社会生活を営む上で用いる言語であり、日本語と同様に尊重されるべき存在として位置付ける	手話言語に対する理解促進、啓発活動、学習機会の提供	前文、第１条、第２条
② 手話言語文化を尊重し、次世代へ継承する	手話言語を歴史や価値観を持つ文化として位置付け、文化の継承を推進する	手話言語文化やろう文化の理解促進、文化活動の支援、次世代への継承	前文、第１条、第２条、第９条
③ 手話言語を学び、触れ、利用できる環境を整える	学習機会の充実、理解促進、手話言語の利用促進を推進する	手話言語講座、体験機会の提供、学校・地域・職場での理解促進、行政サービスにおける利用促進	第４条、第７条、第８条
④ 市民・事業者との理解と協力を広げる	市民・事業者の理解や配慮を促進し、手話が自然に利用できる環境づくりを進める	市民向け啓発、事業者への理解促進、地域における交流・協力の推進	第５条、第６条
⑤ 手話言語施策を総合的かつ計画的に推進する	市を中心に、ろう者団体、教育機関、支援団体等と連携しながら、普及・利用・継承を総合的かつ計画的に推進する。	ろう者団体・教育機関・支援団体との連携、施策の総合的推進	第４条、第10条

4　施行期日

令和9年4月1日

5　今後の予定

時期	内容
令和８年12月	パブリック・コメント実施
令和９年１月	パブリック・コメントの意見集約、結果公表
令和９年２月	市議会３月定例会に条例（案）を提出
令和９年４月１日	条例施行（予定）